

【別紙資料15】

子育て支援に配慮した県営住宅施設整備指針

平成 20 年 3 月

愛知県建設部建築担当局公営住宅課

目 次

はじめに.....	1
第1編 集会所編.....	3
1. 基本方針	3
2. 団地内における配置の方針	4
3. 建物周辺における整備指針	5
4. 建物内における整備指針（空間エレメント別の指針）	6
5. 参考プラン	15
5-1 新築の場合	15
5-2 増築の場合	15
第2編 児童遊園・緑地編.....	21
第3編 プロセス配慮指針.....	26

1. 本冊子作成の背景と目的

わが国は、世界で最も少子化が進んでいる国のひとつとなっています。少子化の原因とされている未婚化・晩婚化に加え、近年では、結婚した夫婦の出生児数も低下しています。

こうした深刻な少子化により、まもなく人口減少社会を迎えることが想定され、愛知県においても人口は平成 22 年の 720 万人をピークに、平成 37 年には 700 万人を割り込むと予想されています。

このような傾向を改善するため、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」では、家庭や地域の子育て力に低下に対して、次世代を担う子供を育成する家庭を社会全体で支援（次世代育成支援）することを掲げ、地方公共団体及び事業主における 10 年間の計画的な取り組みを促そうとしています。

また、国の地域住宅交付金制度においても、その基本方針の中で県営住宅を始めとする公共賃貸住宅においても子育てしやすい環境を整えていく必要があるとしています。

こうした中で、現在、県営住宅の総管理戸数は約 6 万戸におよび、これらの住宅ストックを次世代につなぐ資産として適切に活用していくことが大切になっています。

このような状況を踏まえ、県営住宅の集会所や公園などの施設を地域における子育て活動を支援する場として活用するニーズや方策を把握するため、平成 18 年度には「県営住宅子育て支援モデル事業」「県営住宅子育て支援方策検討調査」を実施しました。

また、その追加検証として、本年度は「県営住宅子育て支援推進調査」を行い、その成果等をまとめ、この整備指針を作成いたしました。

県営住宅において、子育て支援に配慮した施設のあり方について関係機関と協議・検討を行う際に、この整備指針を活用していただくとともに、類似している市町村営住宅等の公共・公的賃貸住宅においても参考にいただければ幸いです。

愛知県建設部公営住宅課

2. 子育て支援に配慮した施設整備にあたって

留意点1 地元市町村との連携による施設の位置づけ・役割の明確化

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市町村は住民に最も身近な自治体としての役割をふまえ、次世代育成支援対策を総合的かつきめ細かく進めることとされています。このため、地域の子育て支援をサポートできる施設として県営住宅内の集会所や公園等の改修・整備を進めていくに際しては、市町村の子育て支援関連部局の主体的な関与が必要不可欠です。

また、市町村の子育て支援施策全体の中での県営住宅及びその周辺地域の課題と位置づけ・役割を明確にし、県営住宅内にある集会所をどのような機能・役割の持った施設にしていくのか、そして、市町村のどのような施策・事業を導入して子育て支援活動や管理運営を行っていくのかを十分に検討・協議しながら施設整備を進めていく必要があります。

さらに、地元のニーズ把握や子育て支援団体・グループ等の発掘や参加と協働の段階においても市町村の積極的・主体的な参加・協力が重要です。

留意点2 ソフトとハードの一体的な整備

子育て支援に配慮した施設づくりのためには、地域性を考慮して子育て支援のためのプログラム・活動にあわせた空間整備を行っていくことが大切です。

このため、地域で子育て支援を行っている団体・グループを始め、県営住宅の自治会など地域住民の参加と協働によって空間整備を進めていく必要があります。また、地域の子育て支援を行っている団体・グループが存在しない場合や、存在していても活動があまり活発でない場合は、施設整備に関わる行政や設計事業者等は、参加と協働のプロセスを通じてこうした団体・グループを育成していく必要があります。

また、集会所や公園は、子育て以外にも多目的に利用される空間であることから、地域の多様な団体・グループの参加と協働により、利用調整を十分図っていくことが必要です。

留意点3 計画から設計、管理・運営までの連続性

地域の子育て支援をサポートできる施設として県営住宅内の集会所や公園・緑地の改修・整備を進める際には、「地元市町村や団地自治会との方向性に関する事前協議の段階」⇒「子育て支援団体等の発掘、地元の課題・ニーズ把握段階」⇒「計画・設計段階」⇒「施工段階」⇒「維持管理・運営段階」など様々な段階があります。

こうした一連の段階を、連続性のある参加と協働のプロセスを通じて実施していくことが、地域住民等との信頼関係を築き、施設の完成後の活発な子育て支援活動や施設の主体的な管理運営につながるものと考えられます。

第1編 集会所編

第1編では、集会所の整備における基本方針や配置の指針、具体的な整備指針等について整理します。

1. 基本方針

(1) 子育てを応援する集会所

子育てを応援するとともに、子ども達の安全な遊び場や居場所としての役割を持った集会所が求められる。また、近年の外国籍入居者の増加に伴い、外国人世帯の子育て支援に対する配慮も検討する必要がある。

(2) 地域に開かれた集会所

県営住宅の居住者が使いやすい集会所であるとともに、県営住宅をとりまく周辺地域とのコミュニケーションを促す交流拠点として、さらには地域づくりの活動拠点として、地域に親しまれる開かれた集会所であることが求められる。

(3) 誰でも安全・安心に利用できる集会所

子育てに利用しやすい施設づくりに配慮するとともに、誰でも自由に集まり多目的な活動を可能にする、地域の“居間”のような安心して利用できる施設づくりが必要である。また、異なる年齢の子ども同士や、子どもと高齢者の利用を時間や空間で区分けするなど、安全面や使いやすさにも配慮することが求められる。

(4) 多文化共生を促す集会所

増加する外国籍入居者と日本人入居者が共生し、協力して自治会活動に参画できるように、集会所を利用した生活支援や交流促進の取り組みを行うなど、多文化共生を学び促進する場としての機能が求められる。

(5) 環境にやさしい集会所

環境に過大な負荷を与えないように、日照・通風・換気などの自然条件に配慮したエコロジーな空間づくり、建物緑化、自然素材の活用、省エネ型設備の導入、自然エネルギーの有効活用など、環境にやさしい集会所が求められます。また、こうした工夫によって、集会所が子育てを通じた環境学習の素材としても活用されることが望まれる。

(6) 管理しやすい集会所

耐久性・耐用性の高いシンプルな施設づくりにより、清掃などの日常的な施設管理や補修を簡易にし、労力的にもコスト的にも地域住民が無理なく集会所等を維持管理できるように配慮することが求められる。

2. 団地内における配置の指針

(1) 日常的に施設に親しむことができる配置

県営住宅の入居者の利便性を高め、かつ県営住宅の周辺地域の住民も気軽に利用でき、地域に賑わいをもたらす施設にするためには、団地内の生活動線に配慮して、入居者が自然に親しむことができる場所に配置するとともに、外部からもアクセスしやすい位置に集会所を配置することが必要である。

(2) オープンスペースとの連続性の高い配置

集会所の外部に遊び場や広場などコモンスペースを充実させるとともに、一体的な活用を可能にすることで、活動の自由度や創造性を高めることが可能である。ただし、低年齢児などが自由に外に飛び出し、怪我や事故等を起こさないように、常に保護者の目が届くようにすることなどの配慮が求められる。

(3) 死角を生まない視認性の高い配置

防犯上の観点から、周辺に死角となるスペースが生まれないように配慮することが重要である。県営住宅の居住者や地域住民が、日常的に見守ることができ、集会所における活動の様子を感じることができるような位置に集会所を配置することが求められる。

(4) 交通の安全性に配慮した配置

子ども達をはじめとした施設利用者の安全性を確保するために、団地内道路や自転車道と集会所周辺の歩行者の動線が交わらない位置に配置するとともに、集会所が団地外道路に近接している場合は、飛び出し防止の柵などの安全対策を施すことが望まれる。

ただし、車椅子などで利用する福祉車両やイベント時に物品を搬出入するトラックなどを、玄関付近まで入れる必要性もあることから、自動車のアクセス方法を配慮しておく必要がある。

3. 建物周辺における整備指針

(1) 玄関までのアプローチ

玄関は、施設を訪れる利用者が必ず通る場所であり、施設の印象を大きく左右する。内部と外部の連続性を持たせるとともに、明るく開放的な空間づくりで、利用者を外部から内部に自然に引き入れるような効果を持たせるなどの工夫が求められる。

(2) 外部空間との連続性を高める半屋外空間の充実

集会室の自由度を高めて活動を豊かにするために、集会室から段差なしでスムーズに外部空間に移動できるようなテラスや濡縁といった半屋外空間を充実させ、内部空間と外部空間の連続性を高める工夫が必要である。



デッキスペース

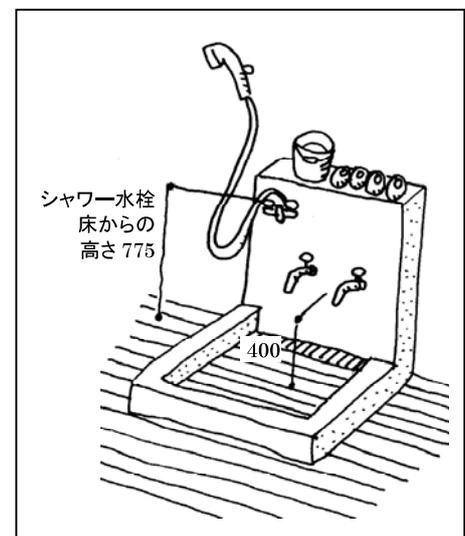


居間と縁側がフラットで連続

(3) 水栓、足洗い場の設置

外で遊んで泥んこになった子どもの手洗い・足洗いや、外部空間における飲食関連の交流活動などに利用できるように、集会所周辺の外部空間には、水栓や足洗い場を設置することを検討する。

なお、盗水や漏水等の防止のための管理に対応するため、必要に応じて、集会所内等に元栓を設置するものとする。



足洗い場

(4) 駐車・駐輪スペースの確保

集会所は、県営住宅の入居者や周辺地域の住民など、近隣の住民による徒歩や自転車での利用が主と考えられる。そのため、集会所周辺の駐車場や公園などに自転車が放置されないように、玄関付近に駐輪場の整備が求められる。また、遠方からの利用や、福祉車両、物品の搬出入等にも対応できるように、限られた用地の中から3～4台程度の駐車スペースを確保することが望まれる。

なお、団地内の住民が利用する駐車場と区別するために、「バリカー」の設置や「子育て用駐車場マーク」の表示などの配慮が必要である。

4. 建物内における整備指針（エレメント別の指針）

（1）玄関

①バリアフリー対応

- ・ベビーカーや車椅子でも利用しやすく、低年齢児や高齢者の安全性にも配慮するために、段差のないバリアフリーのエントランスづくりが必要である。

②上足・下足の区分

- ・衛生管理上の観点から、施設内部は基本的に上履きでの利用が想定される。
- ・さらに、住宅の雰囲気近づけ、子ども達が親しみと愛着を感じる施設にするためにも、靴を脱いでゆったりと利用できるスペースを設けることが望まれる。
- ・大勢が利用する際に玄関に乱雑に靴が散らからないように、玄関脇には下駄箱の設置が望まれる。



ひさしの大きな
バリアフリーの玄関

③落ち着いて出入りできる玄関まわり

- ・玄関前に大きめのひさしを設けて、雨に濡れずに荷物の準備やベビーカーの折り畳みなどの作業ができるように配慮する。
- ・一度に大勢の利用者が出入りできるよう、また、幼児の靴のはきかえ作業の手間を考慮して、間口をゆったりと大きくとることが望まれる。

④ベビーカー置き場の設置

- ・玄関の周囲に、屋根付のベビーカー置き場を設けることが望まれる。

⑤集会室からの見通しの確保

- ・防犯上の観点から、常に集会室から玄関が視認できるような設計上の配慮が求められる。



ベビーカー置き場

（2）集会室

①連続性の高い開放的な空間

- ・天井の高い開放的な大空間にして、多様な活動を可能にするとともに、必要に応じて建具で柔軟に連結・分離、開放・閉鎖できる空間づくりが望まれる。



移動間仕切

②空間的・時間的な分けによる安全性・快適性の向上

- ・異なる年齢の子どもが、同じ空間で一緒に遊ぶには危険を伴う場合もある。また、大人が活動する場合に、子どもの騒ぎ声がストレスになる場合もある。
- ・異なる年齢の子どもや世代間の利用を、利用時間帯で区分したり、簡易な仕切りで分けるような工夫も必要である。
- ・ただし、仕切りは保護者から子どもに目が届くように、背の低いものや透明な壁材を用いるなどの配慮が求められる。
- ・また、集会所の周りには集合住宅等があるため、外部への音漏れによる迷惑を防ぐため、壁や天井に吸音素材を活用するなど、防音対策にも一定の配慮が必要である。



仮設の間仕切り壁

③くつろぎの空間

- ・活発に動き回ることができる開放的な空間とともに、落ち着いて静かにのんびりと過ごせる仕切られた空間も必要である。
- ・ちょっとした凹部（例：20～30cm）を設けるなどの工夫も考えられる。
- ・和みの空間として、和室を好む高齢者も多い。可動式の畳の利用や畳の小スペース（コーナー）の設置、掘りごたつ風のしつらえなどが考えられる。
- ・なお、ソファやカーペットなどを用意し、背の低い本棚などで間仕切りする方法も考えられる。

■すみっこ空間の確保

子どもは、本を読んだり、空想をめぐらしたり、ちょっと隠れたりできる居心地のよいすみっこの空間が大好きである。こうしたアルコーブ状の「すみっこ空間」を整備することも考えられる。



④安全で使いやすい素材・設備

- ・乳児が床を這ったり舐めたりしても問題のない「安全な素材」を活用する。
- ・子どもが汚しても気にならないような「掃除しやすい素材」を活用する。
- ・ぶつかったり転んだりしても怪我をしにくい「柔らかい素材」を活用する。
- ・子どもたちの安心感や落ち着きを与える「ぬくもりのある素材」を活用する。
- ・子どもがコンセントでいたずらして怪我をしないように、コンセントカバーや扉付きコンセント（p 10 参照）を設けるなどの配慮を行う。
- ・椅子や机などの什器は、安全面に配慮したものを揃えることが望ましい。

⑤乳幼児に対応した設備

- ・授乳に利用できるようなコーナーを設置することが望まれる。その場合は、カーテンで仕切るなどのプライバシーに配慮した空間とする必要がある。
- ・フローリング素材などの集会室に乳幼児の遊びのスペースをフレキシブルにつくるために、3畳程度の大きさのじゅうたん（ラグ）を活用することも考えられる。



授乳室

■ 建材等の配慮指針

【基本的な考え方】

子どものふれる仕上材は注意して選びたい。とくに、乳幼児は何でも手できわって確かめるので、まず安全であること。また、できるだけ「本物」にふれることは感性を育む上でも、とても重要なことと思われる。

● 床

- ・ヒノキ縁甲板などムク材フローリングがのぞましい。
- ・塗料は、植物油系などの無公害自然塗料がのぞましい。
*子どもが、けがをしないよう、柔らかいクッション性のある仕様に。
→遮音性フローリング(床材裏側に弾力性のあるゴムや発泡スチロール系のシート貼り、もしくは、土間コンクリートの上に「アジャスターフローア」や「鋼製床組」により床組し、転倒時の衝撃を緩和する方法などが考えられる。

● 巾木、腰壁

- ・ムクまたは木質系板材がのぞましい。
- ・塗料は、植物油系などの無公害自然塗料がのぞましい。

● 壁

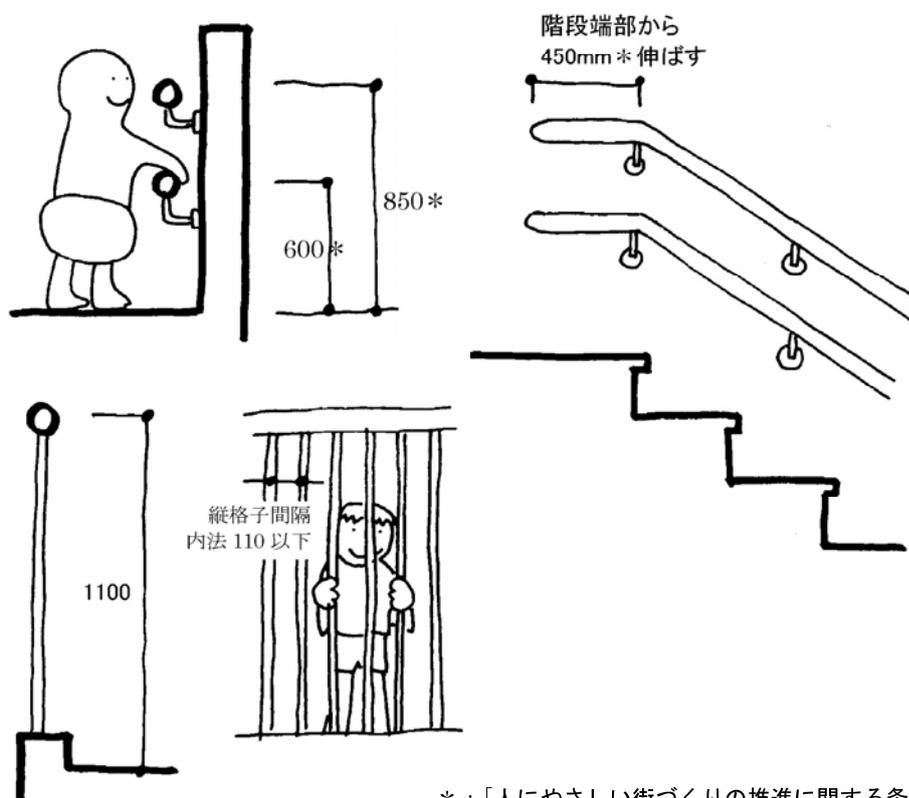
- ・漆喰・珪藻土などの自然系塗壁材(下地は塗装用天然壁紙)、もしくは、エコクロスなどがのぞましい。
*シックハウス対策として、揮発性有機化合物(VOC)を排出しない低ホルムアルデヒド仕様(Fc0、E0)品を使用する。ビニルクロスなど石油二次製品の使用を制限

● 天井

- ・岩綿吸音版、穴あきプラスターボードなど、やや吸音性のあるものがのぞましい。

■階段や手摺の配慮指針

- ・ 踏板は床仕上げと同様の仕上げとする。
- ・ 蹴上げと踏面は $145\text{mm} \times 275\text{mm} \sim 150\text{mm} \times 300\text{mm}$ ぐらいが適当。
- ・ 大人用の手摺高さは、階段面の先端から $700 \sim 900\text{mm}$ が適当だが、子どものために一段下にもう 1 本手摺をつけたい（保育園では、 $H=400 \sim 450\text{mm}$ 程度）
- ・ 手摺は握りやすい形のもの。（円形の場合は直径 $30\text{mm} \sim 40\text{mm}$ 程度）
- ・ 手摺の受け金物は堅固なものに（ぶら下がったり、乗ったりする子もいるので）
- ・ 2 階の手摺高さは、床面から 1100mm 以上（建築基準法）。
- ・ 縦格子の間隔は、内法 110mm 以下（B L 基準＝住宅用工業部品の認定規格より）。登れないデザインにする。



■危険箇所の配慮指針

●出入口（子どもの出入りする建具）

- ・出入口は、指を挟まないように指詰め防止クッションや金物（引き残しストッパー等）を取り付ける。もしくは、すき間を確保するために欠き込みを施してもよい。
- ・開き戸の場合、指を挟まないよう蛇腹状の丁番カバーなどを取り付ける。
- ・掃き出し窓は、バリアフリー対応品とする。ガラスは、合わせガラスもしくは強化ガラスをはめるか飛散防止フィルムを貼ること。
- ・子どもに出入りさせたくない戸は手の届かない位置（FL+1500以上）に鍵を取り付ける。
- ・階段などの飛び出し危険箇所には、飛び出し防止の仕切り版などを設置する。



開き戸の丁番を覆う
蛇腹状のカバー



戸当たり
クッション



引き残しストッパー



飛び出し防止
仕切り版

●出隅

- ・壁や家具などの出隅はR面取り（3mm以上）やコーナークッションを採用する。

●その他の危険箇所

- ・感電防止に扉付きコンセントを採用。
- ・エアコン室外機や湯沸かし器などに手がふれないようにフェンスで覆う。
- ・外部の遊び場で、コンクリートの出隅が露出している箇所は板などで覆う。



扉付きコンセント
両方の穴に同時に差し込まないと
通電しないようになっている。

(3) 台所

①複数で調理可能な広さ

- ・日常的な会合における湯沸しから、子ども会のイベントなどにおける数名による調理まで、簡易な調理が可能な設備及び調理器具を用意する。

②使いやすい空間・設備

- ・少人数による料理教室や子どものおやつづくりなどが可能で、子育て世代同士や高齢者との交流促進にも利用できるアットホームな調理場であることが望まれる。
- ・給湯設備や必要最低限の調理器具を揃えとともに、台所を南面に配置し、明るくて居心地の良い台所づくりも検討する必要がある。



こどもたちの食事風景



こどもお菓子作り教室

③外部空間とのつながり

- ・外部空間における飲食関連のイベントなどの際、台所と外部空間との往来がスムーズに行えるように、テラスや半屋外空間のしつらえや段差の解消、外部からの動線の工夫などが求められる。

(4) 事務室

①事務用品や情報機器を集約

- ・事務用品や備品、放送機器、パソコンなどの情報機器が、集会室などに散在して、利用者が怪我をしないように、またそれらの備品が壊れないように、必要に応じて小規模な事務室（例：5㎡程度）の設置を検討する必要がある。

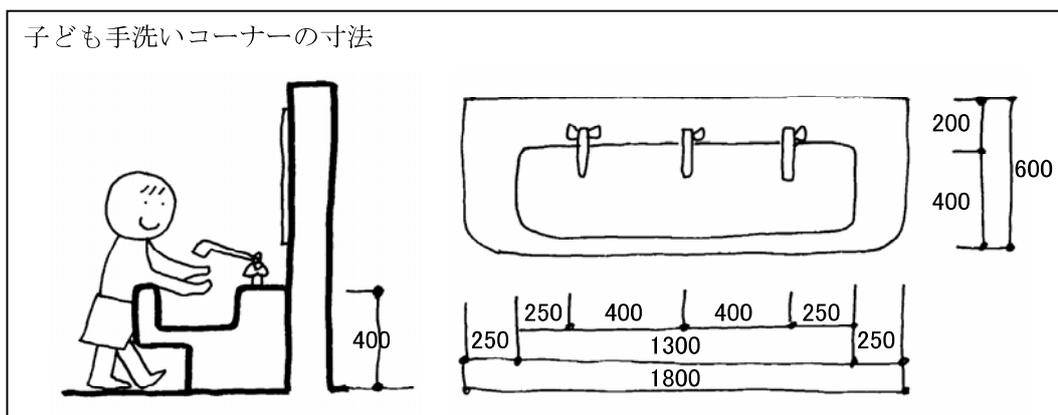


ひとり分の作業スペース
パソコンと電話FAX

(5) トイレ・洗面

①子育てに利用しやすい設備

- ・男女別のトイレを設けるとともに、車椅子でも利用可能な多目的トイレの設置が必要である。
- ・ベビーシートや幼児用便器など、乳幼児も利用しやすい設備が必要である。
- ・衛生面に配慮し、複数で手洗い・うがいができるように、高さの低い子ども手洗いコーナーを設置することが望ましい。



幼児用便器併設タイプの
多目的トイレ



INAX 親子便座
(大人・子供用共用便座) CF-39WK

②外部とのつながり

- ・外部からの利用もスムーズに行えるように、例えば玄関やテラスなどの開口部の近くにトイレを配置したり、行きやすいように動線を配慮するなどの検討が求められる。

(6) 収納空間

①備品の収納空間

- ・机や椅子、座布団などの備品が集会室に放置されていると、子どもの利用者にとって危険があるので、必要な備品の物量に応じた収納スペースを確保し、備品や家具類などは可能な限り集会室には置かないことが望ましい。
- ・ベビーベッドやふとん、おもちゃなどの備品を収納するための専用のストックヤード（収納庫）を用意することが望ましい。

②個人用のロッカー、荷物の保管場所

- ・子育て中の母親は、多くの荷物を抱えていることも多くある。個人用の一時的な荷物置き場や、子育てサークルなどの団体利用時に利用できるロッカーの設置なども検討が必要である。
- ・可能であれば、集会所を定期的に利用する団体・グループの備品を保管するスペースを設けることが望ましい。



親子で利用できるロッカー

(7) その他

①屋上の活用

- ・建物の形態により、可能な場合はソーラーパネルやミニ風力発電の設置などのほか、緑化空間として屋上を利用するなど、集会所の屋上の新しい活用方策を検討することが望ましい。

②情報インフラの整備

- ・地域住民向けの情報発信や、各種行政機関との情報交換・収集など、様々な面で情報基盤の整備は、欠かせないインフラとなっている。情報機器の設置とあわせて、検討が必要である。